

全柔連主催大会における柔道衣および帯の認証並びに柔道衣の表示に関する規程

(目的)

第1条 本規程は、公益財団法人全日本柔道連盟（以下「全柔連」という。）が主催する大会のうち全柔連が指定する大会に出場する選手が着用する柔道衣（上衣および下穿）および帯の認証に関する事項、並びに選手が着用する柔道衣の表示を定めることにより、大会における公正、公平を保つとともに、柔道衣の適正な表示を推進し、もって柔道の普及発展を図ることを目的とする。

(指定大会における認証柔道衣等の着用義務)

第2条 全柔連が主催する大会のうち別紙に定める大会（以下「指定大会」という。）に出場する選手は、全柔連が次条に定める手続により、講道館柔道試合審判規定取扱い統一条項「柔道衣に関する規格規定」および全柔連が定める「全柔連主催大会における柔道衣および帯ガイダンス」、「全柔連主催大会における柔道衣および帯ガイダンス（新規規格用柔道衣）」に定める規格に適合する旨認証した柔道衣および帯（以下「認証柔道衣等」という。）を着用しなければならない。

(柔道衣および帯の認証手続等)

第3条 全柔連は、柔道衣および帯の規格検査機関、規格検査手順、規格検査費用および認証柔道衣等としての認証登録その他これらに付随する事項について、「公益財団法人全日本柔道連盟柔道衣規格検査手続き要領」に定める。

2. 認証柔道衣等を製造または販売しようとする者は、前項に定める要領に基づき、認証柔道衣等としての認証登録を受けなければならない。
3. 全柔連は、認証柔道衣等に対し、認証番号を付与する。
4. 認証柔道衣等を製造または販売する者は、全柔連が別途定める方法により、前項に基づき付与された認証番号（以下「認証ラベル」という。）を認証柔道衣等の所定の位置に明示しなければならない。

(選手・役員等の不正行為に対する処分)

第4条 全柔連は、認証柔道衣等を着用せず、または認証柔道衣等を不正に改造した柔道衣または帯を着用して指定大会に出場した選手に対し、競技者規程第5条第5号に該当する者として、同規程第7条に基づく処分を科すものとする。

2. 全柔連は、前項に基づく処分を受けた選手の当該処分の対象となった違反行為

に、当該選手が所属する団体の役員等が関与していた場合、当該役員等に対し、競技者規程第13条に基づく処分を科すことができる。

(製造業者等の不正行為に対する処分)

第5条 認証柔道衣等を製造または販売する者が、認証柔道衣等ではない柔道衣または帯に認証番号を明示した場合、または認証柔道衣等の不正な改造を行い、もしくはこれに関与した場合、全柔連は、その者が製造または販売する認証柔道衣等の認証登録を取り消すことができる。

2. 前項に基づき自らが製造または販売する認証柔道衣等に認証登録を取り消された者は、取り消しを受けた日から3年間経過する日まで、自らが製造または販売する柔道衣および帯について、認証柔道衣としての認証登録を受けることができないものとする。

(認証ラベルの仕様・取り付け位置、柔道衣への氏名等の表示)

第6条 全柔連主催大会で着用する柔道衣に表示する認証ラベルの仕様、取り付け位置および柔道衣への氏名等の表示は規則で定める。

付則

1. この規程は、公益財団法人全日本柔道連盟の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。
2. この規定は、平成26年11月28日から施行する。

別紙

指 定 大 会

| 大 会 名 |
|-------------------|
| (一般) |
| 全日本選抜柔道体重別選手権大会 |
| 皇后盃全日本女子柔道選手権大会 |
| 全日本柔道選手権大会 |
| 講道館杯全日本柔道体重別選手権大会 |
| 全国教員柔道大会 |
| 国民体育大会柔道競技会 |
| 全日本柔道形競技大会 |
| (ジュニア・カデ) |
| 全日本ジュニア柔道体重別選手権大会 |
| 全日本カデ柔道体重別選手権大会 |
| (高校生) |
| 全国高等学校総合体育柔道競技大会 |
| 全国高等学校定時制通信制柔道大会 |
| 全国高等学校柔道選手権大会 |
| (中学生) |
| 全国中学校柔道大会 |
| 近代柔道杯全国中学生柔道大会 |

国内における柔道衣の認証ラベルの仕様および柔道衣への氏名等の表示に関する規則

- 1条 本規則は、公益財団法人全日本柔道連盟が主催する大会において、出場する選手が着用する柔道衣及び帯に表示する認証ラベルの仕様・取り付け位置及び柔道衣への氏名、所属表示、製造業者名等の表示について定めるものとする。
- 2条 認証ラベルの仕様、取り付け位置については別紙1のとおりとする。
- 3条 表示することのできる氏名、所属表示、製造業者名等は、別紙2のとおりとする。

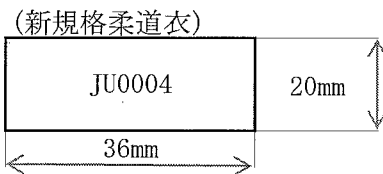
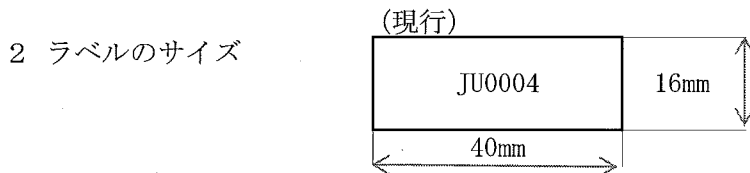
(附則)

- 1 この規則は、平成26年11月28日より施行する。
- 2 国内における柔道衣のマーキングに関する規則は廃止する。

別紙1

公益財団法人全日本柔道連盟認証柔道衣に表示する
認証ラベルの仕様・取り付け位置について

1 ラベルの生地材質 (例)ネオブロード #001ホワイトに類するもの。
(ポリエステル100%)



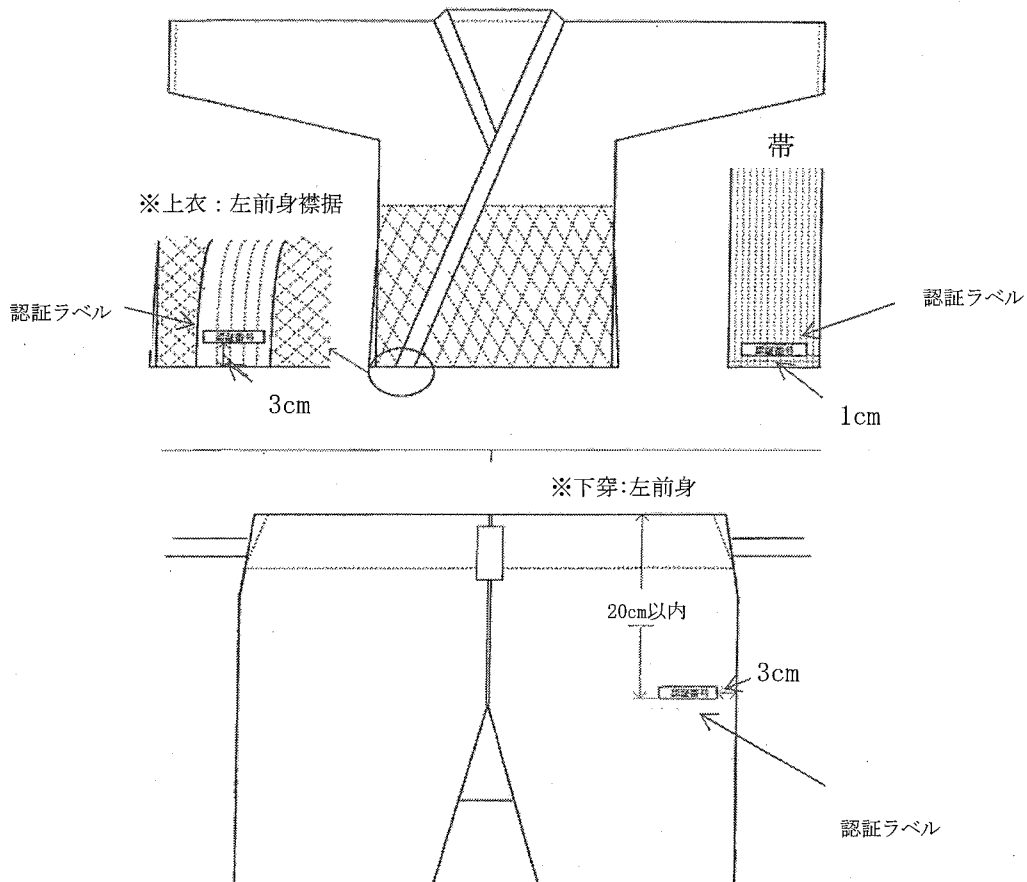
3 文字のサイズ 16pt

4 文字の書体 Helvetica Bold

5 文字の色 (現行)黒 (新規格柔道衣)赤

6 縫い方 ふち縫い

7 取り付け位置 (下図参照)



柔道衣の氏名等の表示

柔道衣上衣及び帯への表示

① 上衣左胸部

- ・所属の表示
(約180cm以内) (縦24cm・横18cm以下)

② 左右の襟裾 (両方可)

- ・所有者氏名
- ・所属の表現
- ・記念を示す表現
- ・立場を示す表現
- ・チーム備品の表現
(表示全長約20cm以下)
- ・講道館柔道衣規格章

③ 左襟裾

- ・講道館段位章
- ・全柔連認証ラベル (指定位置)*
- ・IJF公認マーク (指定位置)*

④ 帯の片方

- ・全柔連認証ラベル (指定位置)*
- ・IJF公認マーク (指定位置)*
- ・製造者マーク 20cm以内 (指定位置)*

⑤ 左右袖の上腕部

- ・所属の表現
(約80cm以内、縦10cm・横15cm以下)
- ・所属地域を示す表現

⑥ 左袖の上腕部

- ・製造者マーク 20cm以内 (指定位置)*
- *もしくは、左右の襟裾を含め
3カ所の内いずれか1ヶ所

⑦ 帯の両端

- ・所有者氏名
- ・所属の表現
- ・記念を示す表現
- ・立場を示す表現
- ・チーム備品の表現
(表示全長約20cm以下)

柔道衣下穿きへの表示

⑧ 下穿き上端左右前側 (両方可)

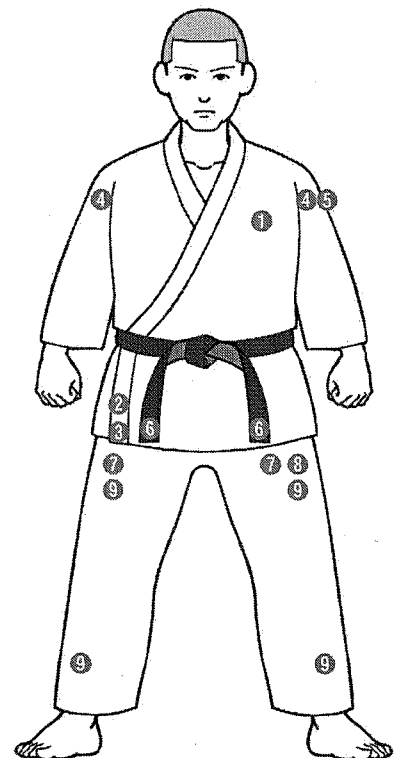
- ・所有者氏名
- ・所属の表現
- ・記念を示す表現
- ・立場を示す表現
- ・チーム備品の表現
(表示全長約20cm以下)

⑨ 下穿き

- ・全柔連認証ラベル (指定位置)*
- ・IJF公認マーク (指定位置)*

⑩ 下穿き (4ヶ所)

- ・製造者マーク 20cm以内 (指定位置)*
(上端から脚のつけねまで、
または裾口から20cmの範囲内の
左右いずれか1ヶ所)



*指定位置はすでに製造業者によってラベル及びマークが取り付けられている